

[事案 2021-78] 手術給付金支払請求

・令和3年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

約款の定めにもとづき、2回目の手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

尿管結石症のため、令和2年12月に経尿道的尿管ステント留置術（手術①）、令和3年1月に経尿道的尿路結石除去術（手術②）を受けたことから、平成21年4月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款に定める「施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする」手術であることを理由に、手術②の手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術②の手術給付金を支払ってほしい。

(1)手術①と手術②は異なる手術である。

(2)約款には、同一の治療目的で手術を行った場合には同一の手術とみなすという規定は存在しないことから、約款ルールは適用されない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)手術①と手術②は、手術名および手術法の違いはあるが、いずれも経尿道的に実施された尿管結石の治療を目的とした手術である。

(2)いずれの手術も、約款の「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）」に該当するため、給付金の支払いは、施術の開始日から60日の間に1回が限度となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張の内容および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。